

なにわ-全身  
(別添2-1)

## 学 則

①法人・団体の名称	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる
②研修事業の名称	全身性障がい者ガイドヘルパー講座 (移動支援従業者養成研修)
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性障がい課程
⑤指定番号	19
⑥開講の目的	全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識と技術を習得し、地域の障害者や高齢者の福祉サービスに貢献できる人材を育成することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	福島駅前教室 大阪市福島区福島5丁目14番6号 福島阪神クレセントビル3階 なにわ歯科衛生専門学校 大阪市北区大深町2-179 普通教室(1)~(6)、ホワイエ、倉庫(小教室)
⑧実習施設	
⑨講師	講師一覧表(別添2-2)を参照。
⑩使用テキスト	ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編(中央法規)
⑪受講資格	なにわ歯科衛生専門学校の学生で受講を希望する者。
⑫広報の方法	なにわ歯科衛生専門学校内での告知
⑬情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	事業所において閲覧可能。
⑭受講手続及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	事務室にて受講手続をおこなう。
⑮受講料及び受講料支払方法	受講料: 9,500円(税別) 受講料支払方法: 学費納入時に支払う。
一旦納入された受講料については、一切返金を認めない。	一旦納入された受講料については、一切返金を認めない。
⑰受講者の個人情報 の取扱い	当会は、当会で知りえた個人情報を適切に管理し、本人の承諾なく、第三者に開示・提供することはない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。

⑱ 研修修了の認定方法	全日程出席者を修了者とみなし、修了証明書を交付する。
⑲ 補講の方法及び取扱い	<p>補講の方法：</p> <p>補講は次のいずれかの方法で実施することを原則とする。</p> <p>ア. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。</p> <p>イ. 別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法。</p> <p>ウ. 1200字以上のレポートを提出させる方法。但し下記の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『障がい者の人権』以外であること。</li> <li>・担当講師の評価により合格基準に達していること。</li> </ul> <p>補講に要する費用：</p> <p>ア. 個別対応：5,000円／半日 10,000円／終日</p> <p>イ. 他教室への振替：5,000円／半日 10,000円／終日</p> <p>ウ. レポート：1,000円／科目</p> <p>実習を欠席した場合は補講ではなく、別日に振り替えて実施する。</p>
⑳ 科目免除の取扱い	大阪府移動支援従業者養成研修事業実施要領 別紙10 移動支援従業者養成研修科目免除一覧のとおりとする。
㉑ 受講中の事故等についての対応	なにわ歯科衛生専門学校が加入する will2（日本看護学校協議会共済会保険）で対応。
㉒ 研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：山口 芳久</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる</p> <p>役職：代表理事</p>
㉓ 課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：山口 芳久</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる</p> <p>役職：代表理事</p>
㉔ 苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：安砂川 洋子、谷口 卓</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる</p> <p>役職：教務課職員</p> <p>連絡先：06-6451-4400</p>
㉕ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	<p>氏名：齋藤 京子、浅田 美緒、伊藤 望</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる</p> <p>役職：教務課職員</p> <p>連絡先：06-6451-4400</p>

<p>⑳ 情報開示責任者 名、所属名、役職及 び連絡先</p>	<p>氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：代表理事 連絡先：06-6451-4400</p>
<p>㉑ 修了証明書を亡 失・毀損した場合の 取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取扱いに関する要領」に基づき 証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用： 500円</p>
<p>㉒ その他必要な事 項</p>	<p>欠課・欠席の取扱い： 授業開始後20分の時点で出席が確認できなかった場合はその時間を欠課 したとする。その際、当事業所が設定する日程において補講を受けなければ ならない。 退校処分の取扱い： 講師または実習先指導者の指示に従わない場合、または暴言・問題行動に より講義または実習の実施を著しく妨害する場合、退校となる。この場合、 受講料の返金はおこなわない。</p>

※学則は課程ごとに作成すること。